

November 2024 | Special Edition: Vol. 22

MHM ASIAN Legal Insights

Key Contacts



Kana Manabe
☎ +65-6593-9762 (Singapore)
✉ kana.manabe@mhm-global.com



Chong Chia Chi
☎ +65-6593-9759 (Singapore)
✉ chiachi.chong@mhm-global.com



Makoto Nishimura
☎ +03-5293-4878 (Tokyo)
✉ makoto.nishimura@mhm-global.com



Qiqing Goh
☎ +65-6593-9761 (Singapore)
✉ qiqing.goh@mhm-global.com

国際契約に関する時効：出訴期限法に関する比較考察

国際商取引及びクロスボーダー紛争が複雑化する中、国際契約に関する時効について理解をしておくことは極めて重要です。本ニュースレターでは、国際契約において生じる可能性がある、一見相反するように見える時効の論点についてご説明します。

期間制限について

日本法の下では、時効という言葉で表現されることが多いですが、出訴期限とは、ある事由の発生後、法的請求が可能な期間を定める法的な仕組みをいいます（本稿では、出訴期限と時効の両方の概念を含むものとして、期間制限といいます）。権利の出訴期限が終了すると請求は消滅し、あるいは裁判所（又は場合に応じて仲裁廷）に提起することができなくなります。その趣旨は、請求の可能性が無限定に続いてしまうことによる重圧や、時間の経過により証拠が散逸していくといった問題が当事者に生じることを防ぐ点にあります。多くの国では、請求原因の種類毎に、出訴期限を定める出訴期限法が存在します。例えば、シンガポール法及びマレーシア法では、契約違反に関する請求開始の出訴期限は、違反があった日から6年¹であるのに対し、インドにおいては、出訴期限は3年です²。一方、日本においては、契約上の請求に関する期間制限は、(i)申立人の権利行使が可能となった時点から10年、又は(ii)申立人が、自らの権利の行使が可能であることを認識した日から5年のいずれか早い方とされています³。関連する法令に別段の定めがない限り、この期限が、仲裁手続及び裁判手続のいずれであっても適用されます。

¹ 1959年出訴期限法（シンガポール）6条、1953年時効法（マレーシア）6条

² 1963年出訴期限法（インド）55条

³ 日本民法166条1項i号及びii号

では、異なる法域の法律が交錯する国際契約においては、どの国の期間制限に関する法が適用されるのでしょうか。

一例として、日本の製造業者とインドの販売代理店との間の国際契約において、当事者が契約の準拠法として日本法を選択し、仲裁地としてシンガポールを選択した場合を考えます。

この事例では、インドの当事者が契約に違反した場合、期間制限について、シンガポール法（仲裁地の法律）、日本法（契約の準拠法）又はインド法（販売代理店／被申立人の本国）のいずれを適用すべきかという問題が生じます。この問題は、そもそも当該紛争にとって適切な法廷地で、訴えを提起できるか否かに影響するため、重要です。

大陸法系の法域及びコモン・ロー法体系の法域におけるアプローチの違い

伝統的に、大陸法系の国々（日本、ベトナム等）では、契約準拠法に基づく期間制限の適用があるとされてきました。これに対して、コモン・ロー法体系の国々（マレーシア、インド等）においては、出訴期限は、（契約準拠法ではなく）法廷地の法律に従うことが慣行となっています。この大陸法系の考え方と、コモン・ロー法体系の考え方の相違は、出訴期限を手続上の問題と見ているのか、又は実体的な問題と見ているのかという点に基づくものと言えます。すなわち、期間制限について、手続上問題と考えている場合は、一般的に法廷地又は仲裁地の法律が適用され、他方で、これを実体的な問題と考えている場合は、契約の準拠法が適用されます。

● 日本をはじめとした大陸法上の視点

日本等の大陸法系の法域においては、伝統的に、期間制限に関する法律を、請求提起に係る権利の存在に影響を及ぼすものとする傾向があります。したがって、期間制限に関する問題は、実体的な性質を有するものとして扱われるため、問題となる請求が準拠する実体法における期間期限が適用されることとなります。先ほどの例で言えば、該当する請求には、準拠法である日本の期間期限が適用されることとなります。

● マレーシア、インドをはじめとしたコモン・ロー上のアプローチ

コモン・ロー法体系の法域においては、従来、期間制限は実体的な問題ではなく、手続上の問題と考えられてきました。現在もマレーシア及びインド等の一定の法域においては、期間期限は単に訴訟提起を妨げるもの、すなわち手続上の問題であると考えられています。

例えば、最近では、マレーシア控訴裁判所が [Hindustan Oil Exploration Company Limited v Hardy Exploration & Production \(India\) Inc W-02\(NCC\)\(A\)-336-02/2022](#) において、出訴期限の決定は実体的な問題ではなく手続上の問題であるため、適用されるべき適切な法

律は仲裁地の法律（マレーシア法）であると判示しています。

この事件では、当事者らは、インド法を準拠法とし、仲裁地をマレーシアのクアラルンプールとする共同操業協定（以下「JOA」といいます。）を締結していました。原審は、相手方の請求は、JOAの準拠法であるインド法の出訴期限によって妨げられると判断しました。しかしながら、マレーシア控訴裁判所はこの判断を覆し、出訴期限は手続上の問題であるため、仲裁地の法律、すなわちマレーシア法が適用されるべきであると判示しました。その結果、マレーシア法に基づく出訴期限はインド法に基づく出訴期限よりも長いことから、相手方の請求が出訴期間制限により妨げられないと判断されました。

インドでも同様に、現在このようなアプローチが採られています。[*NNR Global Logistics Shanghai v Aargus Global Logistics Pvt Limited*](#)⁴においても、デリー高等裁判所（DHC）は、インドで執行される外国の仲裁判断に関して適用される出訴期限という重要な論点を取り扱っています。

この紛争は、インド法を準拠法とする当事者間の代理店契約から生じたもので、同契約上の紛争が、国際商業会議所（ICC）の調停規則及び仲裁規則に基づいて最終的に解決されることとする仲裁条項が含まれていました。当事者らは当初、仲裁地について合意していませんでしたが、ICCはその後、仲裁地をマレーシアのクアラルンプールに決めました。その後、申立人は、勝訴的な仲裁判断を得た後、被申立人の設立地であるインドにおいて外国仲裁判断を承認執行することを求めました。

この事案でDHCは、仲裁地がマレーシアであったことを踏まえ、手続及び出訴期限については、マレーシア法が適用されるべきであると判断しました。前記同様、この件でも問題となる請求はマレーシア法における出訴期間制限を徒過していなかったため、外国の仲裁判断が執行可能と判断されました。

● コモン・ロー法体系の法域における新たな立場：統一されたアプローチ？

しかしながら、この20年間で、マレーシア及びインドを除く多くの主要なコモン・ロー法体系の法域は、出訴期限の問題を、契約が準拠する実体法によるべきものと判断し、大陸法系の法域の立場と一致するよう、そのアプローチを統一してきました。これらの国には、カナダ⁵及びオーストラリア⁶（その最高裁判所が行った判断に基づきます。）、英国が該当し、2012年外国出訴期限法（以下「FLPA」といいます。）の制定により、シンガポールもこれらの国に含まれるに至っています。

⁴ 2012年10月4日付デリー高等裁判所判決、CS(OS) No. 1738/2011 (<https://indiankanoon.org/doc/95830156/>)

⁵ *Tolofson 対 Jensen 事件*（1994年、最高裁判所判例集（SCR）3巻1022頁）において、カナダ最高裁判所は、出訴期限の問題は実体的な性質を有するものであり、不法行為に適用される法律により時効消滅した請求は、法廷地の出訴期限を徒過していない場合であっても、法廷地において司法手続を取ることができないと判示しました。

⁶ 同様に、*John Pfeiffer Pty Ltd 対 Rogerson 事件*（2000年、HCA 36）において、オーストラリア連邦最高裁判所の多数意見は、出訴期限の問題は「訴訟の当事者の権利又は義務の存在、範囲又は強制執行可能性」に影響を及ぼす問題であり、実体的な性質を有すると判断しています。

• 出訴期限に対するシンガポールのアプローチ

シンガポールの FLPA は、国際契約における出訴期限について規定した重要な法律です。FLPA は、シンガポールの裁判所における訴訟又は法的手続においてシンガポール以外の法律が契約の準拠法として選択された場合、その外国法における期間期限が適用されるとしています。FLPA の明確な規定が存在することにより、当事者による法の選択が期間制限の場面でも尊重され、これがないと争いになる問題につき、争う必要がなくなっています。FLPA の 3 条には、現在以下の規定が存在します。

Application of foreign limitation law

3.—(1) Subject to the following provisions of this Act, where in any action or proceedings in a court in Singapore the law of any other country falls (in accordance with rules of private international law applicable by any such court) to be applied in the determination of any matter —

(a) the law of that other country relating to limitation shall apply in respect of that matter for the purposes of the action or proceedings; and

(b) the law of Singapore relating to limitation shall not so apply.

外国の出訴期限に関する法律の適用

3. — (1)本法の以下の規定に従い、シンガポールの裁判所における訴訟又は法的手続において、(当該裁判所が適用する国際私法の規則に従って) 他国の法律が問題の決定に適用される場合、

(a) 訴訟又は法的手続の目的上、当該問題に関して出訴期限に関する当該他国の法律が適用され、かつ、

(b) 出訴期限に関するシンガポールの法律は適用されないものとする。

したがって、前記設例において、当事者らが紛争解決の法廷地としてシンガポールの裁判所やシンガポールを仲裁地とする仲裁を選択した場合、シンガポールの出訴期限法は適用されません。代わりに、シンガポールの裁判所又は仲裁廷は、日本の当事者がインドの販売代理店に対して提起した訴訟の原因が時効消滅したか否かを判断するため、契約の準拠法である日本法を適用することになります。

実務上の留意点

国際契約に携わる方々にとって、期間制限を理解することは、法律上の技術的な意味を持つだけでなく、戦略的にも重要な意味があります。シンガポール、日本、マレーシア及びインドの間のアプローチの相違は、この問題に対する法的なアプローチが多様であることを浮かび上がらせるものです。

期間制限を徒過した請求により予想外の不利益を受けないよう、以下の実務上の留意点を考慮すべきと考えられます。

- 契約における法の選択と、紛争解決条項を注意深く精査すること。

- 可能な限り、準拠法と仲裁地を一致させることが可能かを検討すること。そうすることで、出訴期限に関する面を含め、契約や手続に関する法律が複数出現するリスクを軽減することができます。
- 準拠法の候補が複数存在する場合には、各法律の利点及び欠点を、期間制限という側面を含め、検討すること。契約違反のあった日、契約違反が明らかになった日、契約違反に基づく請求を行った日など、期間期限が起算される事由が何であるかに注意すること。また、詐欺、秘匿又は債務の承認等の、期間制限が延長したり、あるいは中断する可能性がある要素にも留意すること。
- どの法律が適用されるのか、あるいは自らの権利の状態がどのようなものかについて不明な点がある場合は特に、当該国の弁護士に助言を求めること。
- 自ら請求を始めたり、あるいは請求に対応することに遅れがないようにすること。遅延すると、権利が期間制限を徒過したり、請求が認められにくくなる可能性があります。